

# 貨物自動車における荷役作業時の 墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の 一部を改正する省令等について

厚生労働省 鳥取労働局 米子労働基準監督署

# 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

## 1 趣旨・目的

陸上貨物運送事業における労働災害が増加傾向にある中であって、労働災害の7割を占め、その多くが荷主、配送先等で発生している荷役作業時の労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する今後の安全対策のあり方について検討する。

## 2 検討事項

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

## 3 委員名簿

安部 慎二	一般社団法人日本自動車車体工業会	TGL技術分科会委員
大西 明宏	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	上席研究員
大西 政弘	公益社団法人全日本トラック協会	交通・環境部長
(座長) 苦瀬 博仁	東京海洋大学	名誉教授
黒川 久幸	東京海洋大学学術研究員	流通情報工学部門教授
宿谷 肇	一般社団法人日本パレット協会	専務理事(第8回~第10回)
高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会	専務理事
福本 博二	一般社団法人日本パレット協会	専務理事(第1回~第7回)
二村 浩之	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	コンプライアンス・リスク統括部 安全品質推進部長
森山 みずほ	ウーマンカーライフ研究家/モータージャーナリスト	
世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会	中央副執行委員長

(五十音順)

## 5 開催状況

第1回	令和3年12月24日
第2回	令和4年1月24日
第3回	令和4年2月24日
第4回	令和4年3月7日
第5回	令和4年3月30日
第6回	令和4年4月28日
第7回	令和4年5月30日
第8回	令和4年6月28日
第9回	令和4年7月25日
第10回	令和4年8月26日 (報告書とりまとめ)

## 4 事務局

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

# 労働安全衛生規則改正内容について

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間））及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）



# 1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】 赤字が改正部分

（昇降設備）

第151条の67 事業者は、最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

【改正の趣旨等】 令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものとしたものであること。

労働者が床面と荷台との間を昇降する際、荷台からの墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記したものであること。なお、例えば、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合にあっては、当然、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないものであること。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるものであること。なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則151条の14の主たる用途以外の使用に当たる場合があること。

本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。

## 2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】 赤字が改正部分

（保護帽の着用）

第151条の74 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

一 最大積載量が五トン以上のもの

二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの

三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）

2 （略）

【改正の趣旨等】 令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、上記の第二・三号のものとしたものであること。

「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車を除く。））等は含まれないものであること。

「テールゲートリフターを使用するとき」には、テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合や、テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれないものであること。

貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合や、荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。

本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用されることに留意すること。

### 3 . 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）（令和6年2月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】 赤字が改正部分

（特別教育を必要とする業務）

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

**五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）**

【改正後の安全衛生特別教育規程（抜粋）】

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間



テールゲートリフターの例  
「パワーゲート」「テールリフト」等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

【改正の趣旨等】 令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

**荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたものであること。**

「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷の**キャスターSTOPパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が含まれる**こと。なお、荷を積み卸す作業を伴わない**定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれない**こと。

テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、**テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして取り扱って差し支えない**こと。

その他、具体的な省略対象者については次スライドを参照のこと。

### 3 . 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）（省略できる者）

改正告示の施行日時点において、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	<u>45分</u>
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(変更なし)
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	<u>1時間</u>

平成25年6月18日付け基安安発0618第1号基安労発0618第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」別添2「荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領」に基づく安全衛生教育であって、教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	<u>(省略可)</u>
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	<u>(省略可)</u>
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	(変更なし)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会（「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。）を受講した者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	(変更なし)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	<u>(省略可)</u>
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	(変更なし)



## 4. 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】 赤字が改正部分

（運転位置から離れる場合の措置）

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（テールゲートリフターを除く。）を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 （略）

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。

【改正の趣旨等】 令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置でないことから、運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について適用を除外することとしたこと。

テールゲートリフター等の作業装置（以下「テールゲートリフター等」という。）の操作のためには原動機を動作させなければならない構造のものも存在することから、走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用を除外することとしたこと。

ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、改正省令による改正後の安衛則第151条の11第3項により、引き続き義務付けられることに留意すること。



## 5 . その他（荷役ガイドラインの改正）

陸災防検討会において提言のあった事項のうち、法令改正事項に含まれないものであって荷役ガイドラインで措置すべきものについて、改正法令の公布にあわせガイドラインを改正した。その概要については以下のとおり。

### 【改正事項の概要】

事業者が講ずべき措置中、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策に、テールゲートリフターの項目を設け、以下の事項を追加したもの。

- ・ テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
- ・ 作業開始前及び定期的に点検すること
- ・ いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること。
- ・ 床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。

上記対策の、ロールボックスパレット等による労働災害防止対策の項目に、以下の事項を追加したもの。

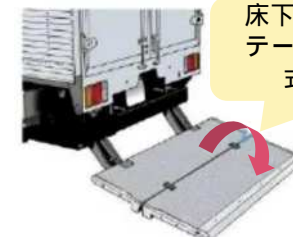
- ・ ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャストーストッパーを使用すること。キャストーストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。
- ・ 不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること。
- ・ 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。

荷主等が講ずべき措置中、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策の、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策の項目に、以下の事項を追加したもの。

- ・ 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- ・ 自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。
- ・ 陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。



【U字型ロールボックスパレット】  
折りたたんで収納する際、ショッピングカートのごとく収納できるよう、前部のキャストーストッパーの間隔が後部のキャストーストッパーの間隔よりも短くなっている



床下に格納できるようにテーブルが折りたたみ式になっている

【床下格納式テールゲートリフター】